

技術提案課題及び技術提案書作成要領

1 技術提案を求める業務の基本条件及び技術提案課題

(1) 基本条件

香美市役所南駐車場整備工事設計者選定公募型プロポーザルト記仕様書による。

(2) 技術提案課題

「本施設の特性を考慮した施設計画の考え方について」

2 技術提案書作成要領

(1) 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

- ・匿名による審査を行うため、「(様式8) 業務実施方針及び手法」「(様式9) 技術提案課題に対する提案」の書類には、会社名及び会社名を類推できる固有名詞、ロゴマーク等は一切記載しないこと。
- ・「(様式8) 業務実施方針及び手法」「(様式9) 技術提案課題に対する提案」は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。
- ・視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めるが、具体的な建物の設計又はこれに類する表現、詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現をしてはならない。(表現の許容範囲については、別添1参照。)
- ・技術提案の評価にあたっては、文章により表現された内容を評価することが基本であり、文章を補完するイメージ図等の視覚的表現については、見栄えや精度で差をつけて評価することはない。
- ・説明文の補足と認められない視覚的表現又はその部分(例えば、イメージ図での表現があるがそれに対応する説明文がない場合)は、評価対象とならない。
- ・視覚的表現の表現方法が許容範囲を超えていると判断される場合は、当該評価テーマに係る評価点から、その1/2を減点する。
- ・本文中で使用する文字フォントの大きさは、10.5ポイント以上(図表内の文字は除く。)とすること。

(2) 提出物及び提出部数

技術提案書の提出日までに次の書類を提出すること。

① 次の書類については1部提出すること。

書類の作成にあっては、次の順に左上1か所をホチキス止めとすること。

○ (様式3) 技術提案書

○ (様式4) 事務所の設計業務実績

※「同種業務実績」とは、延べ面積 3 0 0 ㎡以上の屋根付き広場の新築、改築又は増築で、平成 1 7 年 4 月 1 日以降に日本国内で業務完了した建築の設計にかかるものであること。

※「類似業務実績」とは、特に災害に配慮した設備を有した施設の設計で、平成 1 7 年 4 月 1 日以降に日本国内で業務完了したものであること。

※「関連業務実績」とは、国又は地方公共団体発注の延べ面積 3 0 0 ㎡以上の建築物の新築、改築又は増築で、平成 2 7 年 4 月 1 日以降に日本国内で業務完了した建築物の設計とする。

なお、該当がない場合は記入せず提出すること。以下、様式 5・様式 6 についても同様とする。

○事務所の設計業務実績が確認できる資料の写し

※設計業務実績が確認できる資料とは、計画通知書、確認申請書、設計契約書、雑誌掲載記事等の写しとする。以下、様式 5・様式 6 についても同様とする。

○（様式 5）管理技術者の設計業務実績

○管理技術者の設計業務実績が確認できる資料の写し

○（様式 6）主任担当技術者（総合）の設計業務実績

○主任担当技術者（総合）の設計業務実績が確認できる資料の写し

○（様式 7）業務実施体制表

○業務実施体制表に記載している資格が確認できる資格証の写し

○見積書（様式自由）

※宛名は「香美市長」とすること。

※消費税及び地方消費税を含む金額とすること。

②次の書類については 7 部提出すること。

なお、書類の作成にあっては、次の順に左上 1 か所をクリップ留めとすること

※ホッチキス、ファイル綴じ等を行わないこと。

○（様式 8）業務実施方針及び手法

※2枚以内とすること。

○（様式 9）技術提案課題に対する提案

※3枚以内とすること。

（別添1）技術提案における視覚的表現の許容範囲

1 視覚的表現の基本的な考え方

プロポーザル方式は、「設計案」ではなく、技術提案を評価し、「ひと」を選ぶものであり、技術提案書の提出者は、設計対象に対する発想・解決方法等の評価テーマに対する考え方を、文章にて明確に表現することが基本であるが、提案にあたり視覚的表現による補足が適当と考えられる内容については、その内容を表すのに相応しい適切なイメージ図等による表現を認める。

2 視覚的表現の許容範囲

次に掲げる視覚的表現は許容しない。

- ① 具体的な建物の設計又はこれに類する表現
- ② 詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現

【許容しない表現の例】

- ・ 具体的な設計図、模型（模型写真を含む。）、精巧・精密な透視図等
- ・ 大半の室の位置・形状（細部にわたる部屋割り）、柱の位置や扉の開き勝手等が具体的に表現された平面イメージ
- ・ 高度なレンダリングによる仕上げ材の質感やサッシの割付けの表現
- ・ 仕上げ材、家具、造作、設備機器等の詳細な形状、具体の寸法等の表現

ただし、①既存の建築物等の写真の使用、②増築、改修等の場合における当該建築物の既存図面を使用した表現、③導入するシステム、工法等のイメージを示すための限定的な詳細スケッチの使用は許容する。

なお、上記の許容しない表現に抵触しない範囲で、CAD、CG、BIM等のコンピュータによるツールを使用した表現及びカラーを用いた表現を許容する。

(1) 平面イメージ図

建物内の人の動線や室の位置関係・ゾーニングの考え方などについての説明文を補足するための平面イメージ図。必要な範囲で建物の形状、建物内の機能別のゾーンや交通部分（階段及びエレベーターを含む。）の位置・形状が表現されていてよい。また、説明文を補足するために必要となる範囲で、一部の具体的な室が表現されていてよい。

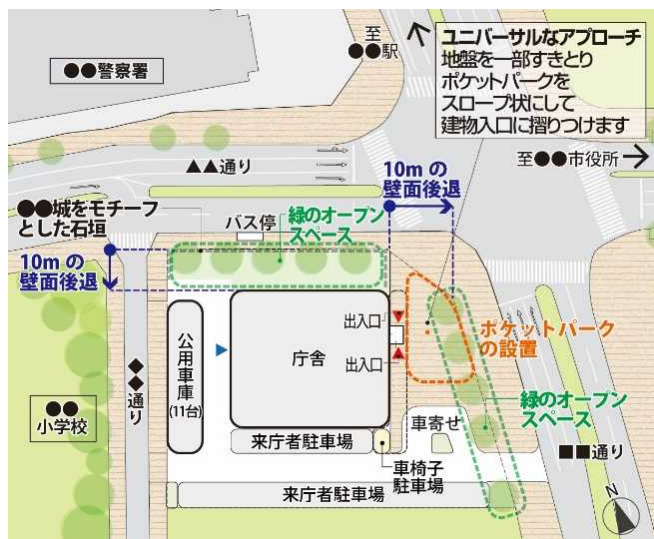
大半の室の位置・形状（細部にわたる部屋割り）、柱の位置や扉の開き勝手等が具体的に表現されたもの。

(2) 外観（立面・鳥瞰）イメージ図

許容される表現の例	許容されない表現の例
	
景観への配慮、街並みとの調和等、建物の外観に係る要素が評価テーマとされる場合、建物や、建物と周辺環境との関係の考え方などについての説明文を補足するための外観イメージ図。建物の配置やボリュームが表現されていてよい。簡易なファサードの表現がされていてもよい。	簡易でないファサードの表現。例えば、高度なレンダリングによる仕上げ材の質感やサッシの割付けの表現。

(3) 配置イメージ図

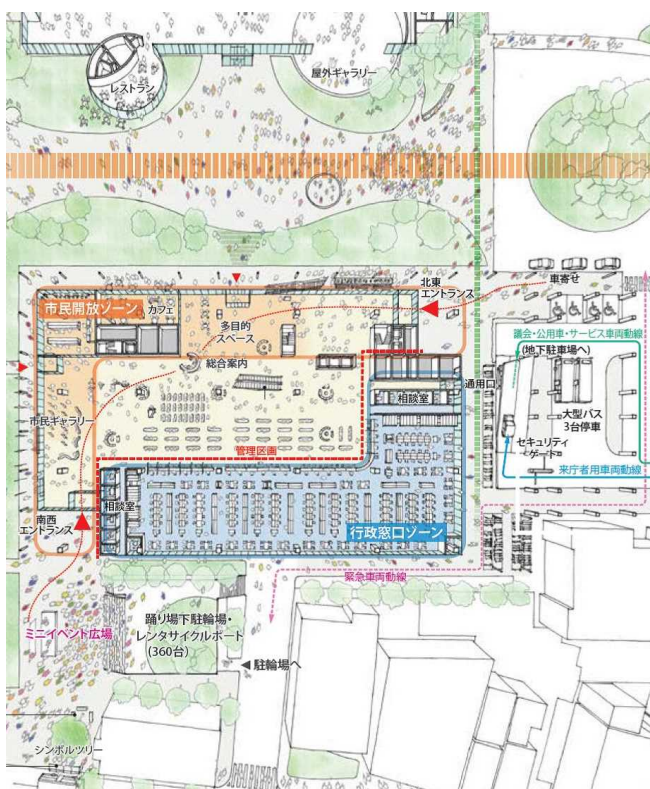
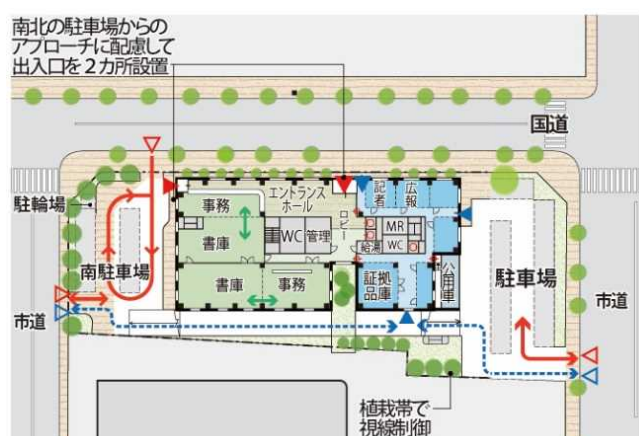
許容される表現の例



(注：ゾーン等の形状を表現するにあたり、角を丸くして表現しなくてもよい。)

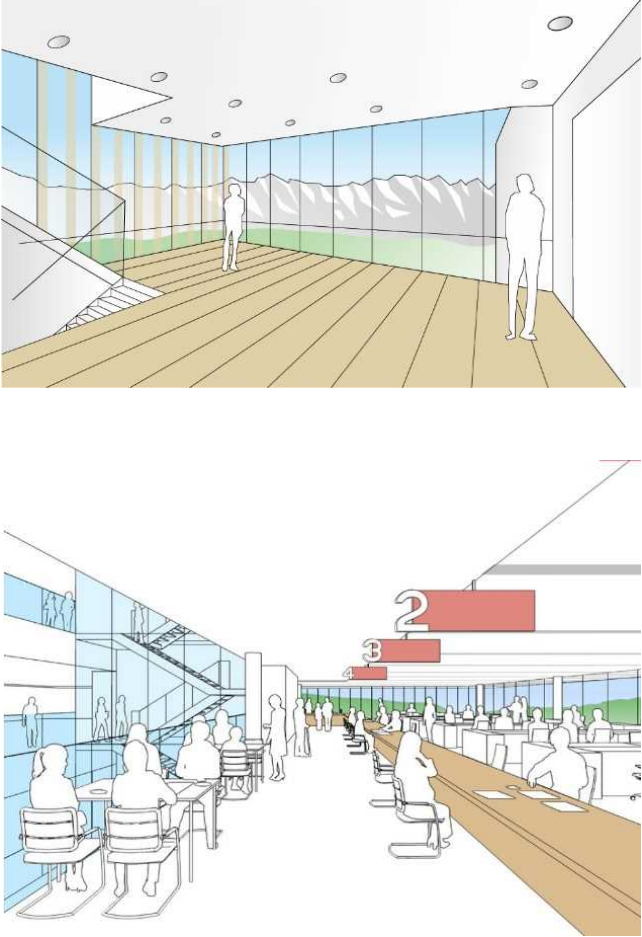
敷地内の人や車の動線や建物の配置・ゾーニングの考え方などについての説明文を補足するための配置イメージ図。一定の尺度で建物の形状が表現されていてよい。周辺地域が表現されていてよい。

許容されない表現の例



建物部分の表現が「平面イメージ図」の許容されない表現に該当するもの。
屋根材、舗装材等の細部が描き込まれたもの。

(4) 内観イメージ図

許容される表現の例	許容されない表現の例
	
室内空間の考え方についての説明文を補足するための内観イメージ図。内部空間の形状が表現されていてよいが、描き込みは簡易な表現とする。	仕上げ材や家具・調度品の素材の質感、細部の形状等、詳細が描き込まれた、描き込みが簡易でない表現。